

平成 29 年 4 月 1 日から

上田市内で「太陽光発電施設」の 建設を予定されている皆様へ

上田市では、景観条例施行規則を一部改正します。これにより、工作物の一類型に新たに「太陽光発電施設」を加えるとともに、当該施設の太陽電池モジュールの面積を要件基準として、景観法第 16 条第 1 項の届出対象とする見直しを行います。

1. 景観に関する届出の概要について

- (1) 景観計画区域内における届出対象行為及び規模については、景観法第 16 条第 1 項の規定により、景観条例及び同施行規則において具体的な手続きを含め、定めています。
- (2) 届出対象行為は、行為着手の 30 日前までに、届出が必要となります。
- (3) 届出対象行為のうち、一定規模以上の行為については、景観条例第 14 条で「大規模特定行為」と定め、行為の届出の 30 日前（行為の着手の 60 日前）までに事前協議書の提出が必要となります。

2. 届出対象行為となる太陽光発電施設の建設（※1）の規模

届出規模の要件	
太陽光発電施設 （同一敷地若しくは一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上に設置するものを除く）	太陽電池モジュール（太陽光パネル）の面積が合計 500 m ² を超えるもの

3. 届出期限

行為の着手の 30 日前まで

4. 改正の施行日

平成 29 年 4 月 1 日（平成 29 年 5 月 1 日以降に着手するものが届出の対象です。）

5. 届出に必要な書類の追加

従来の提出書類に加えて、「周辺住民への説明会等を行った場合は、当該説明会等の経過等を記録した図書」を提出してください。（※2）

また、太陽光発電施設の建設等の届出においては、配置図は太陽光パネル一枚あたりのサイズ（寸法）及び枚数がわかるものを添付してください。

6. 大規模特定行為

「太陽電池モジュールの面積が合計 1,000 平方メートルを超えるもの」については、景観条例第 14 条で定める「大規模特定行為」に該当することから、行為の届出の 30 日前（行為の着手の 60 日前）までに事前協議書の提出が必要となります。

- ※1 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
※2 太陽光発電施設に限らず届出対象行為の対象となるすべての行為の届出又は事前協議の届出が対象

問合せ先：長野県上田市都市建設部都市計画課景観係
☎0268-23-5127（直通）